

第124号議案

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月20日

品川区長 森澤恭子

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）に対する利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
--	---------------------

乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断
-------------	------------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことを踏まえ、健康診査が行われた場合の利用乳幼児に対する健康診断の実施に係る基準を緩和するほか、規定を整備する必要がある。